

# 国立市災害廃棄物処理計画【概要版】

<b>1</b>	<b>計画の目的（第1章 第1節）</b>
	大規模な災害発生時に廃棄物を適正かつ円滑に処理していくために、本市における平時の備え及び災害時に発生する廃棄物処理の基本的な事項を定める国立市災害廃棄物処理計画を策定するものである。
<b>2</b>	<b>計画の位置付け（第1章 第2節）</b>
	本計画は、『国立市総合防災計画』及び本市の一般廃棄物処理に係る基本的な計画である『国立市循環型社会形成推進基本計画』を、災害時の廃棄物処理という側面から補完する役割を果たすものであり、『国立市総合防災計画』に挙げる「(仮称) 災害時ごみ・がれき処理マニュアル」の内容を包含するものである。
<b>3</b>	<b>対象とする災害及び廃棄物（第1章 第4節）</b>
	【対象とする災害】 本計画で対象とする災害は、地震災害及び風水害とする。 【対象とする廃棄物】 本計画で対象とする廃棄物は、災害廃棄物（災害時に住民が自宅内にある被災したものを片付ける際に排出される片付けごみ及び損壊家屋の撤去等に伴い排出される廃棄物等）及び被災を免れた家屋から排出される生活ごみや避難所ごみの通常ごみ等、災害時に排出される廃棄物とする。
<b>4</b>	<b>災害廃棄物処理の基本方針（第1章 第6節）</b>
	【処理期間】 大規模な災害が発生した場合であっても3年以内、水害の場合は1年以内の完了を目指す。 【処理方針】 ① 計画的な対応・処理 ② 迅速な対応・処理 ③ 衛生的な処理 ④ 環境・安全に配慮した処理 ⑤ 市民・事業者等と協力した処理 ⑥ リサイクルの推進 ⑦ 経済性に配慮した処理
<b>5</b>	<b>組織及び協力支援体制（第2章）</b>
	【組織体制】 内部組織との指揮命令系統 都との連携を前提とした組織体制 情報収集・連絡体制 関係機関との情報連絡体制の構築 協力・支援(受援)体制 関係機関との連携体制の構築 【市民への啓発・広報】 市民への啓発 個人・地域・行政による自助・共助・公助が一体となるための取組み 市民への広報 必要な情報を早期にわかりやすく提供するための方法及びその内容 【教育・訓練、継続的な計画の見直し】 職員の教育・訓練 本計画を有効活用するための教育・訓練 本計画の随時見直し 実効性の高い計画にするための随時見直し

<b>6</b>	<b>災害廃棄物等処理対策（第3章）</b>			
全体的事項	災害廃棄物等処理の流れ	災害廃棄物等の処理に当たっての基本的な流れ		
	収集・運搬計画	災害廃棄物等の収集運搬における発災当初の対応及びごみ収集計画の更新		
	仮置場	仮置場等の類型、設置時期、候補地指定プロセス、必要な資機材等		
災害廃棄物等の処理	環境対策等	災害廃棄物の処理において環境影響を最小とし、公衆衛生を確保するための対策等		
	生活ごみ・避難所ごみの処理	生活ごみ・避難所ごみの発生量の推計及びその処理実施体制		
	し尿の処理	し尿の処理方法、設置・維持管理における留意事項、発生量の推計		
	道路啓開に伴うがれき処理	道路啓開の撤去主体や発災時の対応、処理の流れ		
	損壊家屋等の解体・撤去	損壊家屋等の撤去主体や発災時の対応、処理の流れ		
	特別な対応・配慮が必要な廃棄物の取扱い	特別な対応・配慮が必要な廃棄物処理における留意事項等		
<b>7</b>	<b>災害応急対応（第4章）</b>			
	【災害廃棄物等処理の進め方】			
発災後 24時間 以内	手順1	初動体制を構築する。	手順2	被害状況を把握する。
	手順3	避難所開設状況を把握する。	手順4	災害廃棄物等の収集体制を構築する。
	手順5	協定先への協力要請を行う。		
発災後 48時間 以内	手順6	災害廃棄物等の発生量を把握する。	手順7	一次仮置場を開設・管理する。
	手順8	外部委託の必要性を検討する。		
発災後 48時間 以降	手順9	処理先を確保する。	手順10	処理フロー図を作成する。
	手順11	契約を締結する。		
	【災害廃棄物処理実行計画】 災害の規模によって、災害廃棄物の発生量や廃棄物処理施設の被災状況等を踏まえ、災害廃棄物処理実行計画を策定する。			
	【処理進行管理】 災害廃棄物の処理に当たっては、施設の稼働状況、処理見込み量、動員可能な人員数、資機材（重機や収集運搬車両等）の確保状況を踏まえ、処理スケジュールを作成し、処理工程毎に進捗管理を行う。			
	【災害等廃棄物処理事業等の活用】 災害等廃棄物処理事業等の国の補助事業の活用を行う。			